

「振り込め詐欺被害者救済法」への対応について

昨年12月に「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」(いわゆる「振り込め詐欺被害者救済法」)が公布されましたが、当行では、本法律の施行に先立ちまして、当行の各本支店にて、振り込め詐欺等の犯罪被害資金を当行の口座に振り込んだ方からのご照会をお受けさせていただくことといたしました。

「振り込め詐欺被害者救済法」は、被害者救済の観点から、金融機関の犯罪利用口座に滞留している犯罪被害資金の返還手続き等を定めた法律で、本年6月から施行されることとされていますが、被害金返還の具体的な手続きは今後定まることとなります。

当行は、本法律が施行される本年6月以降、法令の定める手続きに則って、お申し出のあった被害者の方々に当行の口座に滞留する振り込め詐欺等の犯罪被害資金を返還すべく対応を行う方針です。

なお、本法律による被害資金の返還は、本年6月以降となりますので、それまでは、被害のお申し出を承り、実際に返還手続きが行われる際に、改めてご連絡を差し上げる取り扱いとなります。

北海道銀行は、今後とも、振り込め詐欺等の被害発生防止及び被害者救済に取り組んでまいります。

(受付先)	北海道銀行の各本支店
(受付時間)	月曜日～金曜日(銀行休業日を除きます。)
	AM9:00～PM5:00